

宇情審答申第7号
平成12年9月27日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年6月13日付け12宇企情第34号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「職員の懲戒処分について」についての情報非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「市長」という。）は、平成12年5月8日付け12宇水総第37号による非公開決定を取り消し、公開の裁決を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成12年4月24日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、宇治市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に対し「Aにかかる懲戒処分書」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

管理者は、同日付けでこれを受理した。

2 管理者の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

管理者は、「職員の懲戒処分について（平成12年3月16日作成。起案文書番号210号）」（以下「本件文書」という。）を請求内容に該当する文書とし、同年5月8日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

3 審査請求

平成12年5月11日、審査請求人は、市長に対し、本件処分を不服として審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

2 主張

- (1) 審査請求書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見陳述の内容は、概ね審査請求書の審査請求の理由4のとおり。
- (3) 意見書は、審査請求人の意思により、提出されなかった。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

第5 本件文書について

本件文書は、市職員の非違行為に対する懲戒処分を行うために、管理者において作成又は取得したものである。

なお、この非違行為は、市職員が職務上利害関係を有する者から当該職務上において有利かつ便宜な取り計らいを受けたい等の趣旨のもとに供与されるものであることを認識しながら賄賂を受けたというものであった。

本件文書を構成する文書とその記載内容は、次のとおり。

- 1 起案用紙
- 2 伺い文書
 - ① 処分を受ける職員の氏名、職種、所属
 - ② 非違行為の内容
 - ③ 懲戒等審査委員会の審査を受けた事実
 - ④ 懲戒処分することの伺い
- 3 懲戒処分書
 - ① 処分を受ける職員の氏名、身分名、職名、所属
 - ② 懲戒処分の内容（根拠法令、処分の種類）
 - ③ 処分日
 - ④ 処分者
- 4 処分説明書
 - ① 被処分者（氏名、職名、所属）
 - ② 処分者
 - ③ 処分の内容（処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度）
 - ④ 処分の理由
 - ⑤ 非違行為の内容
 - ⑥ 非違行為に対する評価
 - ⑦ 処分に係る根拠法令及び適用条項並びに処分の種類
- 5 職員の処分等に関する審査結果について（報告）
 - ① （報告）年月日
 - ② 処分者
 - ③ 報告者
 - ④ 審査結果の報告内容（対象者及び内容（所属、氏名、処分の種類）、処分の根拠）

第6 判断

- 1 条例第6条第2号の該当性について
 - (1) 条例第6条第2号本文の該当性について
本件文書に係る情報の公開請求は、個人を特定した上で行われたものである。
また、本件文書は不名誉な非違行為を理由とした懲戒処分に係る文書であ

り、このような懲戒処分に係る情報は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

なお、条例第6条第2号ただし書きア・イが該当しないことは言うまでもない。

(2) 条例第6条第2号ただし書きウの該当性について

本件文書に係る情報は、前記第5に述べたとおり、公務執行上において行われた非違行為及び当該非違行為に対する懲戒処分に係るものである。

当該非違行為が公務及び公務員に対する市民の信頼を著しく損なうものであることを考えれば、今後二度とこのような事案を発生させないためにも、その事実経過、処分の程度等についての情報を明らかにしなければならない公益上の必要性が認められ、それが個人に関する情報であるならば、少なくとも本件文書に係る情報については、まさに条例第6条第2号ただし書きウに該当するものであると考える。

なお、市では、既に報道機関への発表、議会での説明等を通じて当該職員の氏名をも含めこれらの情報を明らかにしているところであり、市において上述したところと同様の判断が事実上行われていることがうかがわれる。このこととの一貫性という観点からも、本件文書に係る情報は、条例第6条第2号ただし書きウに該当するものとして、公開されるべきものである。

2 条例第6条第7号の該当性について

先に述べたとおり、市は、本件文書に係る情報を既に公にしている。

このように市自らがいったん公にした情報で、かつ、当該公にした時点と公開請求のあった時点とが時間的に近接している場合においては、当該情報は一般の知るところであるといえ、本件文書をいま公開したとしても懲戒の本来の目的を損なうような事態が生ずることは想定できず、懲戒に係る事務に支障が生ずるとはいえない。

以上から、本件文書に係る情報は、条例第6条第7号に該当しない。

第7 結語

よって結論のとおり答申する。